

安保法案 衆院特別委質疑の詳報

2015.5.28

28日に行われた安全保障関連法案に関する衆院特別委員会の主なやりとりは次の通り。(1面参照)

【海外派遣】 北側氏 憲法に適合すれば自衛隊を派遣するのではない。内閣、国会が政策判断をしなければいけない。

安倍晋三首相 法律をつくつても(派遣が)できるといふことだけで、慎重な上にも慎重な政策判断がある。日本の主体的判断の下、自衛隊の能力、装備、経験に根ざしたふさわしい役割を果たす。前

後藤氏 島東・ホルムズ海峡が機雷封鎖され、日本への原油が滞り、灯油がなくて凍死者が続出するような事態は、どのくらい死者が出れば、集団的自衛権の行使要件である存立危機事態に当たるか。

中谷元・防衛相 石油などの供給が滞り、経済的影響など、国民生活に死活的な影響、国民の生死に関わるような深刻な影響にはならない。しかし死者が出ることは必要としない。

岸田文雄外相 日本に軍事的波及がないような事態は、重要な影響事態にはならない。経済面のみの影響はない。



衆院特別委で、中谷防衛相に質問をしたものの、安倍首相が答弁したため抗議する民主党の辻元清美氏(左)=28日、国会で

派遣は内閣の政策判断

北側一雄氏(公明)

提として外交努力を尽くす。

【重要影響事態】

北側氏 米軍などを後方支援する重要影響事態の判断基準は。

首相 実際に武力紛争が発生し、または差し迫っている場合に、当事者の意思、能力、事態に対処する米軍や外國軍隊の活動内容、国民に及ぶ被害などの影響の重要性から客観的、合理的に判断す

死者何人で存立危機か

後藤祐一氏(民主)

で重要影響事態となることは想定していない。

【領域警備】 長島氏 現行法制は、離島などの領域警備が不十分だ。今回決定したのは電話闇議の導入だけだが、法整備が必要

離島領域警備 法整備が必要

長島昭久氏(民主)

保障の要諦は何か。

首相 紛争を未然に防ぐことだ。同時に、万が一への備えも怠ってはいけない。備えている実力を行使しなくて済む状況をつくり、抑止力を高めることも一つだ。

時々の状況で 例外生じるか

辻元清美氏(民主)

許されないとしているが、ホルムズ海峡での機雷掃海は例外としている。例外はその時

【重要影響事態】 小沢氏 周辺事態法改正案の重要な影響事態法では、地理的には、地球の裏側まで自衛隊を派遣できるのか。理論的には、重大な影響を及ぼす地域は限られない。

武力行使では 弾薬の提供は

小沢鋭仁氏(維新)

本の平和と安全に重大な影響を及ぼす地帯は限られない。自衛隊が進歩する中で、日本の目的にかなえば、わが国の平和と安全に資する活動を行なうべきだ。

【海外派兵】 横畠氏 憲法上の理論としては例外もある。機雷掃海は機雷の敷設が海上封鎖に匹敵するようなわが国への武力攻撃であり、放置すれば国民の生死に関わるような深刻な被害が生じる場合は例外となる。

中谷氏 武力行使が許容されるのは自衛のための最小限度だ。海外派兵はその最小限度を超えるもので、一般には許されない。

【重要影響事態】 後藤氏 日本に軍事的波及がないような事態は、重要な影響事態にはならない。経済面のみの影響はない。

機雷掃海だけ 想定の事例か

緒方林太郎氏(民主)

首相 速やかな判断と閣議決定ができる問題ない。相手が海上保安庁で対応できる組織であれば海保が出て行くし、無理なら自衛隊が代わって出て行く。この速やかなスイッチが大切だ。自衛隊が警察権を持つば軍対軍の衝突が直ちに起る危険性がある。

【安全保障の要諦】 長島氏 戦後最大の安全保障法制の大改革だ。国家安全保障の要諦は何か。

【武力行使】

緒方氏 現時点では想定できぬ他の国領域での武力行使の事例は、ホルムズ海峡での機雷掃海が唯一か。

首相 安全保障において、これが全てと言うことは差し控えた方がいい。ホルムズ海峡の機雷封鎖への対応しか、今は念頭にない。